

大阪府告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和5年近畿地方整備局告示第52号）があったので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和5年3月31日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施行者の名称

大阪府

2 事務所の所在地及び名称

東大阪市長田東五丁目3番9号三京ビル4階
大阪府モノレール建設事務所

3 変更に係る事業地の所在

（東部大阪都市計画道路事業9・7・223 1号 大阪モノレール専用道）

（東部大阪都市計画道路事業9・7・227 1号 大阪モノレール専用道）

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

令和2年近畿地方整備局告示第54号の事業地について、門真市松生町地内において事業地を変更する。

国近整計管大都業第2-2号

大 阪 府

上記代表者 大阪府知事 殿

令和5年2月2日付け交鉄第1290号で申請のあった
東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更については、
都市計画法第63条第1項の規定により認可します。

令和5年3月23日

国土交通省

近畿地方整備局長

(公 印 省 略)

○中部地方整備局告示第二十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和五年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十三日
中部地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百五十五号
- (三) 道路の区域

変更前 後別 敷地の幅員 延長 備考

豊田市新町六丁目二七番一から同市逢妻町四丁目九〇番一まで
前 BA 一〇・六〇〇〇〇 一〇・六〇〇〇〇
後 BA 一〇・六〇〇〇〇 一〇・六〇〇〇〇

メートル キロメートル
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○中部地方整備局告示第二十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和五年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十三日
中部地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 一号
- (三) 道路の区域

変更前 後別 敷地の幅員 延長 備考

名古屋瑞穂区内浜町三三番から同市瑞穂区浮島町二〇一番まで
前 一八・八二〇〇〇 一八・八二〇〇〇
後 一九・〇〇〇〇〇 一九・〇〇〇〇〇

○中部地方整備局告示第三十号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号 第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和五年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十三日
中部地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 四十一号
- (三) 道路の区域

変更前 後別 敷地の幅員 延長 備考

高山市一之宮町字石原五四番一から同市千島町二六四番一まで
前 BA 一〇・九〇〇〇〇 一〇・九〇〇〇〇
後 BA 一〇・九〇〇〇〇 一〇・九〇〇〇〇

○図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和五年三月二十三日
近畿地方整備局長 渡辺 学

- 一 施行者の名称 滋賀県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十六年近畿地方整備局告示第八十五号大津湖南都市計画道路事業三・五・百一号本堅田衣川線
- 三 事業施行期間 自平成二十六年四月二十三日至今令和八年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 平成二十六年近畿地方整備局告示第八十五号及び平成二十七年近畿地方整備局告示第百九十三号の事業地のうち、滋賀県大津市衣川二丁目字西羅及び字庄田並びに衣川三丁目字西羅及び字庄田地内において事業地を変更する。
使用の部分 平成二十六年近畿地方整備局告示第八十五号の事業地のうち、滋賀県大津市衣川二丁目字西羅及び字庄田並びに衣川三丁目字西羅及び字庄田地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第五十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和五年三月二十三日
近畿地方整備局長 渡辺 学

- 一 施行者の名称 大阪府
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年近畿地方整備局告示第五十四号東部大阪市計画道路事業九・七・二百二十三―一号大阪モノレール専用道及び九・七・二百二十七―一号大阪モノレール専用道
- 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至今令和十一年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 なし
使用の部分 令和二年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地のうち、門真市松生町地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第五十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和五年三月二十三日
近畿地方整備局長 渡辺 学

- 一 施行者の名称 大阪府
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年近畿地方整備局告示第五十五号東部大阪市計画道路事業三・一・二百二十三―一号大阪中央環状線及び三・一・二百二十七―一号大阪中央環状線
- 三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至今令和十一年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 令和二年近畿地方整備局告示第五十五号の事業地のうち、門真市松生町地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

○北海道開発局告示第二十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和五年三月二十三日
北海道開発局長 石塚 宗司

事業計画変更認可申請書

交 鉄 第 1 2 9 0 号
令 和 5 年 2 月 2 日

近畿地方整備局長 渡辺 学 様

大阪市中央区大手前2丁目1番22号

大 阪 府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

大阪府

2. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

9・7・223-1号 大阪モノレール専用道

東部大阪都市計画道路事業

9・7・227-1号 大阪モノレール専用道

3. 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

変更なし(なし)

(2) 使用の部分

令和2年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地のうち、門真市松生町地内において事業地を変更する。

ロ 設計の概要

9・7・223-1号 大阪モノレール専用道

起 点	大阪府門真市新橋町地内
終 点	大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内
延 長	3,761m
幅 員	7.57m~18.75m

9・7・227-1号 大阪モノレール専用道

起 点	大阪府東大阪市北鴻池町地内
終 点	大阪府東大阪市若江西新町一丁目地内
延 長	5,036m
幅 員	7.57m~45.50m

ハ 事業施行期間

自 令和	2年	3月27日
至 令和	11年	3月31日